

「下水道事業受益者負担金減免基準」

減免対象となる土地	減免割合	備考
1 国有地及び国が使用している土地	%	
(1) 一般庁舎敷地	50	法務局
(2) 公務員宿舍敷地	25	官舎
(3) 企業用財産敷地	25	
2 県有地及び県が使用している土地又は町有地及び町が使用している土地		
(1) 一般庁舎敷地	50	町役場、警察官派出所、遊佐町まちづくりセンター
(2) 公立学校敷地	75	小学校、中学校、高等学校
(3) 公立社会福祉施設敷地	75	保育所等
(4) 企業用財産敷地	25	地方公営企業法に基づく特別会計に属する行政財産
(5) 社会教育施設敷地	75	体育館等
(6) 公務員宿舍敷地	25	官舎
(7) 消防施設敷地	100	消防署等
3 学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するものに係る教育の目的に使用している土地(管理者又は職員の住居に使用する敷地を除く。)	75	幼稚園等
4 社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉法人が設置する施設敷地	75	老人福祉施設等
5 宗教法人法第2条に規定する神社、寺院、その他これに類する団体が同法に掲げる目的のため使用する土地		
(1) 境内地	50	
(2) 墓地	100	
6 地域の集落が所有又は使用する土地		
(1) 集会所敷地	75	
(2) 遊園地	100	
7 消防団が消防用備品を格納する建物その他工作物の設置のために所有し又は使用している土地	100	
8 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定し取得している土地	100	道路用予定地等
9 建築基準法により道路位置指定をした私道及びこれに準ずる道路	100	
10 生活保護法による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる者が使用する土地	100	
11 東日本旅客鉄道(株)等が所有又は使用している土地		
(1) 踏切用地及び駅前広場	100	
(2) 線路用地	100	
(3) 駅構内用地	25	駅舎
12 町長がその状況により特に減免する必要があると認めた土地	その程度に応じ町長が別に定める	